

◎地方交付税法等の一部を改正する法律

(平成二十六年三月三十一日法律第五号)

一、提案理由(平成二十六年二月二十五日・衆議院総務委員会)

○新藤国務大臣 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

.....(略).....

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用等を改正することにあわせて、東日本大震災の復旧復興のための財源として震災復興特別交付税を確保するほか、地域間の税源の偏在性は是正等のため、地方法人税を地方交付税の対象税目に加える等の必要があります。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。まず、平成二十六年度分の通常収支に係る地方交付税の総額

地方交付税法等の一部を改正する法律

につきましては、地方交付税の法定率分に、地方の税収の状況を踏まえて行う等の加算額、法定加算額等及び臨時財政対策のための特例加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払い額等を控除した額十六兆八千八百五十五億円とすることとしております。

また、平成二十七年年度から平成四十一年度までの間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れに関する特例を改正することとしております。

さらに、地域経済活性化に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として地域の元気創造事業費を設けるほか、平成二十六年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正することとしております。

あわせて、平成二十六年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税の総額につきましては、平成二十六年度において新たに五千七百二十三億円を確保することとしております。

次に、地方交付税の総額に係る制度改正として、地域間の税源の偏在性は是正等のため、地方法人税を地方交付税の対象税目に加えることとしております。

また、地方法人税の収入については、交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入とし、同特別会計に直接繰り入れることとしております。

地方交付税法等の一部を改正する法律

一四

次に、平成二十六年から平成二十八年までの間に限り、地方財政法第五条の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てられるため、地方債を起こすことができることとする旨の特例を設けることとしております。

また、平成二十一年度から平成二十五年度までの間、公営企業、第三セクター等の抜本的な改革に伴って必要となる一定の経費の財源に充てるために発行できることとされている地方債について、抜本的改革に着手している地方公共団体を対象に、平成二十八年まで発行を可能とすることとしております。

さらに、当分の間の措置として、地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われる公共施設等の除却に要する経費の財源に充てるため、地方債を発行できることとしております。

そのほか、地方交付税総額における特別交付税の割合について、平成二十七年まででは六%、平成二十八年においては五%とする等、現行の経過措置を延長することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告（平成二十六年二月二八日）

○高木陽介君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

………（略）………

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成二十六年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の算定に係る単位費用等の改正、東日本大震災の復旧復興のための財源となる震災復興特別交付税の総額の確保、地方法人税の地方交付税対象税目への追加等の措置を講ずることとしております。

また、第三セクター等改革推進債に係る経過措置を講ずるとともに、公共施設等の除却に係る地方債の特例措置を創設するほか、地方交付税総額における特別交付税の割合に関する現行の経過措置の延長等の措置を講ずることとしております。

両案は、去る二月十八日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、二十五日新藤総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

昨二十七日、質疑に入りましたところ、地方税法等改正案に
対し、原口一博君外一名から修正案が提出され、提出者から趣
旨の説明を聴取した後、両案及び修正案を一括して質疑を行い、
本日これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いた
しましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、両案は
賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決
しました。

なお、委員会において、地方税財政基盤の早期確立及び東日
本大震災への対応に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○決議(平成二六年二月二八日)

(地方税法等の一部を改正する法律(平二六法四)の決議と
一括して掲載)

三、参議院総務委員長報告(平成二六年三月二〇日)

○山本香苗君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、
総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政

地方交付税法等の一部を改正する法律

の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平
成二十六年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、
地方交付税の単位費用等の改正、公共施設等の除却に係る地方
債の特例措置の創設、地方法人税の地方交付税対象税目への追
加等を行うとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、地方
交付税制度の在り方、地域の元氣創造事業費に係る算定指標の
妥当性、地方交付税の別枠加算の意義、軽自動車税の税率の引
上げの影響と課題、地方法人課税の見直しの方向性等について
質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表
して吉良よし子委員、社会民主党・護憲連合を代表して又市征
治委員より、それぞれ両法律案に反対する旨の意見が述べられ
ました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数を
もって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。